

宮城県知事 村井嘉浩 殿

被災者の医療・介護の負担免除を復活するよう求める要望書

東日本大震災の被災者に継続されてきた国民健康保険と後期高齢者医療の医療費窓口負担、介護の利用料の免除措置が三月三十一日までで打ち切られ、四月一日から有料化され全額本人負担となりました。

大震災から二年三ヶ月が過ぎましたが、災害復興住宅の建設をはじめとする被災地の復興は正にこれからです。仮設住宅などでの長引く避難生活で、生活習慣病やメンタルヘルスの悪化、生活不活発病や要介護認定者が増加しています。三月時点での仮設住宅入居者の有病率は五二％に達しており、そのうち未治療者が五・八％（五九八人）もありました。生業再開の遅れによる失業や収入の減少に加えて、身近な医療機関が流出・損壊したこと等のために、被災者は高い交通費をかけて遠くの医療機関にかかっているのが実情です。最近では、仮設などでの孤独死も相次いでおり、医療機関のアナクト調査では四月以降、「受診回数を減らした」が四二・五％を占め、「薬を間引きしている」という方も二〇％を数えています。

生活再建途上の被災者の皆さんにとって、医療・介護の負担免除措置を復活することはまさに『命綱』と言っても過言ではありません。被災三県のうち岩手と福島は出来な政が免除への支援を継続している時に、宮城県は「被災者が多いのに、負担は出来なない」と理由づけていますが、被災者が最も多い宮城県こそ支援を継続すべきではありませんか。

「国は八割負担する」としており、残り二割負担の必要額は宮城県で「五〇億円前後」と言われています。最近では、「どうしても県が負担しないのであれば、私たち被災者と負担を分け合っても実施して欲しい」と、実施主体である市町村に対し、深刻な事態」と「止めどもない怒りの声」を勸告すれば、県と市町村が知恵と力を出し合って、即刻「負担免除措置を復活」し、その上で「地方自治体が負担した財政に ついては、全額国に補填を求めていく」方向を実施すべきでは無いでしょうか。

「国が全額負担しないことを理由に、被災者に痛みを押しつける」という態度は、県民・被災者中心の復旧・復興に背を向ける県政と言わざるを得ません。全県の仮設住宅自治会などから短期日で寄せられている数多くの「要望署名」の重みや県議会で の全会一致の「附帯意見」などをしっかりと受け止め、「医療・介護の負担免除の復活」を直ちに実施するよう心から要望いたします。

平成二十五（二〇一三）年六月一日

提出署名者数 一万六千四百六名

(呼びかけ団体) 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

世話人代表 綱島



〒980-0804 仙台市青葉区大町二丁目五十一〇三三五  
電話 〇二二一三九九一六九〇七 FAX 〇二二一三九九一六九二五